

## R8年度 大津町キッチンカー実証実験 許可条件について

【出店者の要件】 次の要件をすべて満たすこと

- (1) 熊本県内保健所における食品営業許可を有すること
- (2) 食品衛生責任者を配置していること
- (3) 車両検査証等が有効であること
- (4) 火気を使用する場合、消火器を備え、必要に応じて消防署への届出を行うこと
- (5) 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること
- (6) 暴力団及び暴力団関係者でないこと
- (7) 懲役又は禁固の刑に処せられていた場合、その執行が終了している者であること
- (8) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴をされていない者であること
- (9) 政治性又は宗教性のない者であること
- (10) 公序良俗に反していない者各種法令等にも違反していない者であること

【搬入・搬出について】

- ・移動販売車の搬入及び搬出は、公園施設や利用者に十分注意して行うこと。また、園内移動の際はハザードランプを点灯させ徐行すること。
- ・車止めの鍵は、大津町役場警備員室にて許可証を提示して受け取り、搬出後に許可証と共に返却すること。また、搬入時以外他車両の進入を防止するため、車止めを設置すること。
- ・搬入時間は午前8時30分以降、搬出時間は午後5時30分までとする。

【営業について】

- ・移動販売車は所定の場所以外での駐車並びに営業をしないこと。
- ・営業中は飲食スペースとして、テーブル1 台・椅子2 脚の1 セット以上を所定のエリアに設置し、終了後は撤去すること。
- ・出店に必要な資機材は、出店者が用意することとし、公園内の電力、水道及び排水施設は使用しないこと。
- ・音響設備、照明設備等は、使用しないこと。
- ・看板等の屋外広告物の掲出については公園利用者等に危害を及ぼす恐れがないように設置するとともに、強風により飛散する恐れがある場合は撤去するなど安全対策を適切に実施すること。
- ・食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症予防対策を徹底すること。
- ・出店者の責務で出店場所に廃棄物の分別回収箱等を設置し、購入者による廃棄物の散乱を防止するための対策を講じるとともに、販売終了後は清掃等を行い原状回復するとともに、廃棄物(排水含む)は持ち帰り、適正に分別処理すること。
- ・出店に起因する事故やクレーム等があった場合は、誠意をもって対応するとともに、事故の場合は直ちに公園管理者に報告すること。また、クレーム等のトラブルは事業者アンケートに記載し報告すること。
- ・園内は禁煙のため、店舗周辺に喫煙所等を設けないこと。

【実証実験について】

- ・公園利用者アンケートと事業者アンケートに協力すること。
- ・営業休止、営業時間の短縮等、許可申請時の計画と異なる営業とする場合は、あらかじめ公園管理者に連絡すること。
- ・許可書が交付されるまでは、SNS等での出店の告知、呼び込みは行わないこと。
- ・出店登録証は、店頭の見える場所に掲示すること。
- ・公園施設を汚損、破損等した場合は、直ちに公園管理者に報告すること。なお、公園管理者が必要と判断した場合は、出店者の負担において原状回復するものとする。
- ・出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について公園管理者は一切責任を負わない。